○国土交通省告示第五百五十三号

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により、同条の土地を次のとおり指定するので、砂防法施行規程（明治三十年勅令第三百八十二号）第一条の規定に基づき、告示する。

平成二十二年五月二十五日

国土交通大臣　前原　誠司

一　(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

ワッカタサップ川

(二)　砂防法第二条の土地の表示

次に掲げる土地に存する標柱一号から十七号までを順次結んだ線及び標柱一号と十七号を結んだ線に囲まれた土地の区域（昭和三十六年建設省告示第二千七百五十号で指定した土地の区域を除く。）

北海道虻田郡京極町字脇方

五三五番一　一号

七五〇番一地先河川敷　二号

七五一番一地先河川敷　三号から五号まで

七六四番一地先河川敷　六号

七六四番一　七号

七六三番一　八号及び九号

七五四番一　十号から十二号まで

七四三番一　十三号

七三六番三　十四号及び十五号

五一九番一　十六号

五一九番一地先河川敷　十七号

二　(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

軍川

(二)　砂防法第二条の土地の表示

次に掲げる土地に存する標柱一号から三十三号までを順次結んだ線及び標柱一号と三十三号を結んだ線に囲まれた土地の区域

北海道亀田郡七飯町字上軍川

八六八番一地先河川敷　一号

八六八番三地先河川敷　二号

九六七番四地先河川敷　三号

九六七番四　四号から六号まで

九六七番一　七号から九号まで

九六四番四　十号及び十一号

九六三番一　十二号から十五号まで

九六四番三　十六号

九六四番三地先河川敷　十七号

九六一番一地先河川敷　十八号

九六〇番一地先河川敷　十九号

九五五番一地先河川敷　二十号

九五六番一地先河川敷　二十二号

九〇〇番一地先河川敷　二十三号

一一六五番地先河川敷　二十四号から二十七号まで

八七一番地先河川敷　二十八号及び二十九号

八七一番　三十号

八七〇番地先河川敷　三十一号から三十三号まで

三　(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

タンコウの沢川

(二)　砂防法第二条の土地の表示

次に掲げる土地に存する標柱一号から八号までを順次結んだ線及び標柱一号と八号を結んだ線に囲まれた土地の区域（平成十九年国土交通省告示第千六百七十六号で指定した第三号に掲げる土地を除く。）

北海道檜山郡上ノ国町字木ノ子

五七七番五　一号から三号まで及び六号から八号まで

五八四番一　四号及び五号

四　(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

オサツナイ右支流川

(二)　砂防法第二条の土地の表示

次に掲げる土地に存する標柱一号から十五号までを順次結んだ線及び標柱一号と十五号を結んだ線に囲まれた土地の区域

北海道沙流郡日高町字豊田

六九番一　一号及び二号

七八番　三号から六号まで

七九番　七号から九号まで及び十二号から十五号まで

七九番地先河川敷　十号及び十一号

五　(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

炭山川

(二)　砂防法第二条の土地の表示

イ　次に掲げる土地に存する標柱一号から十二号までを順次結んだ線、標柱十二号と十三号を昭和四十二年建設省告示第千七百八十九号で指定した第二十八号に掲げる土地の境界線に沿って結んだ線、標柱十三号から二十五号までを順次結んだ線及び標柱一号と二十五号を結んだ線に囲まれた土地の区域

北海道日高郡新ひだか町静内

御園　一九一番三　一号

一九三番七地先河川敷　二号

五四四番　三号

四九三番　四号

二〇六番一　五号

五八七番一　六号

二一二番一地先河川敷　七号

五三八番　八号

二一二番六　九号

二一二番五　十号

五九二番　十二号

二一二番二地先河川敷　十七号

二〇七番八　二十号

二〇三番二　二十三号

二四四番一四　十一号

二四四番三　十三号から十五号まで

二八一番　十六号

二三八番一　十八号

二三八番七　十九号

二二三番八　二十一号

二二一番四　二十二号

二六三番　二十四号

二一七番二　二十五号

ロ　次に掲げる土地に存する標柱一号から九号までを順次結んだ線、標柱一号と九号を昭和四十二年建設省告示第千七百八十九号で指定した第二十八号に掲げる土地及び昭和四十三年建設省告示第千二百九十七号で指定した第十七号に掲げる土地の境界線に沿って結んだ線に囲まれた土地の区域

北海道日高郡新ひだか町静内農屋

二四三番三　一号

二四三番一　二号から七号まで

二四四番三　八号及び九号

ハ　次に掲げる土地に存する標柱一号から六号までを順次結んだ線及び標柱一号と六号を昭和四十三年建設省告示第千二百九十七号で指定した第十七号に掲げる土地の境界線に沿って結んだ線に囲まれた土地の区域

北海道日高郡新ひだか町

北大静内研究牧場　一号から六号まで

ニ　次に掲げる土地に存する標柱一号から五号までを順次結んだ線及び標柱一号と五号を昭和四十三年建設省告示第千二百九十七号で指定した第十七号に掲げる土地の境界線に沿って結んだ線に囲まれた土地の区域

北海道日高郡新ひだか町

北大静内研究牧場　一号から三号まで

農屋二四三番一一　四号及び五号

六　(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

ヌプリシロマナイ川

(二)　砂防法第二条の土地の表示

次に掲げる土地に存する標柱一号から十九号までを順次結んだ線、標柱十九号と二十号を昭和六十一年建設省告示第千七百十五号で指定した第十六号に掲げる土地の境界線に沿って結んだ線、標柱二十号から三十九号までを順次結んだ線及び標柱一号と三十九号を結んだ線に囲まれた土地の区域（平成五年建設省告示第四百九十一号で指定した第一号に掲げる土地の区域を除く。）

北海道士別市朝日町中央

六三〇三番二九　一号

六三〇三番三〇　二号、五号及び七号

六三〇三番六　三号及び四号

六三〇三番五　六号

七四一五番一　八号から十九号まで

六八九七番四　二十号

六八九七番五　二十一号及び二十二号

国有林二〇〇五林班ふ小班　二十三号から三十二号まで

国有林二〇〇五林班ね小班　三十三号及び三十四号

国有林二〇〇五林班け小班　三十五号から三十九号まで

七　(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

朝日六線川

(二)　砂防法第二条の土地の表示

次に掲げる土地に存する標柱一号から八号までを順次結んだ線、標柱八号と九号を昭和四十八年建設省告示第千三十五号で指定した第十九号に掲げる土地の境界線に沿って結んだ線、標柱九号から標柱十四号までを順次結んだ線及び標柱一号と十四号を結んだ線に囲まれた土地の区域（昭和五十四年建設省告示第九百九十号で指定した第六号に掲げる土地の区域を除く。）

北海道士別市朝日町中央

六三八七番一　一号及び二号

六三八六番三　八号

六三八五番八　九号から十一号まで

六三八五番七　十二号及び十三号

六三八六番一　十四号

国有林二〇〇八林班へ小班　三号から七号まで